

第 3 号 (令和 3 年 3 月 2 4 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和3年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

令和3年3月24日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年3月24日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年3月24日午前10時37分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本	尚憲	7番	丸山	久志
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	島田 智雄
----	-------	-----	-------

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
保 健 医 療 課 長 中谷 誠

理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
高 齡 福 祉 課 長 寺井 佳孝

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

令和3年3月24日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第20号 令和3年度井手町一般会計予算
- 第3 議案第21号 令和3年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第4 議案第22号 令和3年度井手町水道事業会計予算
- 第5 議案第23号 令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第6 議案第24号 令和3年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第25号 令和3年度井手町介護保険特別会計予算
- 第8 議案第26号 令和3年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第9 議案第27号 令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第10 発委第1号 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第11 発議第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
- 第12 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日、木村武壽議員より、発議第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求
める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。
なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから令和3年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲
議員、7番、丸山久志議員を指名します。

日程第2、議案第20号、令和3年度井手町一般会計予算から、日程第9、
議案第27号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括
議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽予算特別委員会委員長。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。予算特別委員会委員長報告を行
います。

ただいま議題となっております議案第20号、令和3年度井手町一般会計
予算から議案第27号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8
件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果に
ついてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月10日の3月定例会におきまして、議員全員をもっ
て構成する予算特別委員会が設置され、令和3年度の8件の当初予算が付託
されたものであります。

本予算特別委員会は、3月15日、17日の2日間にわたり、町長並びに
関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっ
ておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討
論の報告は省略させていただきますので、よろしく願います。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであり
ます。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げ
ます。

議案第20号、令和3年度井手町一般会計予算、議案第21号、令和3年
度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第24号、令和3年度井手町後期
高齢者医療特別会計予算、議案第25号、令和3年度井手町介護保険特別会
計予算の4議案につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決す
べきものと決し、議案第22号、令和3年度井手町水道事業会計予算、議案
第23号、令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第2
6号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第27号、令和
3年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもち
まして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上
げます。

以上です。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田みさおです。

ただいま議題になっています議案第20号から第27号の8議案のうち、
議案第20号、井手町一般会計予算、第21号、井手町国民健康保険特別会
計予算、第24号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第25号、井手町
介護保険特別会計予算の4議案に反対、第22号、井手町水道事業会計予算、
第23号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第26号、井手町公
共下水道事業特別会計予算、第27号、井手町多賀財産区特別会計予算の4
議案に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大で、首都圏では緊急事態宣言が解除されましたが、新規感染者数は下げ止まり、むしろ増えている状況で、人出の増える季節に入り、不安は高まっています。ワクチンの接種が始まったものの、全て海外生産に頼っているため供給量のめどが立たず、かつてない規模の実務を担う地方自治体は困難を極めています。

井手町でもワクチン接種に関わる医療従事者、職員などは感染するリスクと感染を広げてしまうリスクの両方の危険にさらされます。必ず事前PCR検査と接種期間中の定期的PCR検査及び優先的にワクチン接種を行うよう配慮を求めます。

世界的に次々と新たな変異株が出現しており、ワクチンの効果を見定めるまでにはまだまだ時間がかかります。東京オリンピックは中止するしかありません。

今、緊急で抜本的な医療・保健衛生対策、消費税5%への引下げなどの落ち込んだ経済再建策が求められているときに、井手町の新年度予算は全く不十分で、住民の信頼を得られるものになっていません。

一般会計では、新庁舎の建設に向けて多額の予算が組まれておりますが、玉水駅から高低差が37メートルもある場所です。第5次総合計画に係る住民アンケートでもバスの要望があるのに、あえてそれを無視しています。住民が主人公が町長の信条ではないのでしょうか。切実な住民要望を無視してよいのでしょうか。36億円もかけて建設するのに、不備や不満の残る役所でよいのでしょうか。

会計年度任用職員は全体の68%にも上っています。経験年数が報酬に考慮されるようになったとはいえ、最低賃金に近い低い報酬額で、人数調整弁としての不安定な働き方は変わりありません。また、ジェンダー平等の時代に、役場管理職や各種審議会など意思決定の場にもっと女性を登用するよう、期限と数値目標を持って取り組んでいただきたいと思います。

子どもたち、保護者、教育関係者の長年の要求が実り、国が40年ぶりに小学校の学級編成基準を改定することになりましたが、コロナ禍においてはどうしても必要なことでもあります。一気に中学校、高校でも30人以下学級を導入すべきです。本町では新年度、中学校で40人近い学級を回避できましたが、今後もしっかり引き継いでいただきたいと思います。

本年1月22日、国連の核兵器禁止条約が発効し、人類史上初めて核兵器

が違法化されました。本町では、平和首長会議に加盟しているにもかかわらず、具体的な取組がありません。昨年は、小学生の広島での平和学習もできませんでした。それに代わる取組や新庁舎に被爆樹木2世の苗木を植えるなど、新たな取組を期待します。

国民健康保険会計では、医療費の低下で、京都府への納付金額が昨年度の4,600万円の減に続き今年度も2,300万円も減額になるのに、保険税の引下げにつながっていません。新型コロナウイルス感染症で住民の健康不安が増す中、手元に保険証がないという状況はさらに不安を増大させます。短期証も留め置きせず、未交付を解消するよう求めます。

後期高齢者医療会計では、昨年は保険料が12.6%も大幅値上げされ、低所得者のための特例軽減の見直しで、80万円未満の年金しかない方の保険料が1.5倍になりました。今年は料率の変更がないから値上げはないのかと思いきや、低所得者の特例軽減見直しで均等割の7.75割軽減というのがなくなり、301人の方が井手町でも保険料値上げとなることになりました。新型コロナに感染すれば特に重症化しやすいとされる後期高齢者が、自粛生活の中で受診が控えられる傾向がある中で、PCR検査の拡大など、安心して必要な医療は受けてくださいと言える施策こそ今、必要です。

そんな時期に、国は来年から後期高齢者の窓口負担に2割負担を導入しようとしています。医療が必要な人ほど負担が増える窓口負担引上げは、最悪の重症者いじめです。ヨーロッパ諸国やカナダでは、公的医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本でも1980年代までは健保本人は無料、老人医療費は無料でした。各世代の窓口負担の引下げ検討こそ求められています。

介護保険会計では、第8期の保険料は8.3%の値上げとなりました。2000年に始まった第1期の2.2倍もの保険料です。さらに、8月からは施設に入所する低所得者への食費等の補助の見直し、介護利用料の自己負担限度額の引上げで、利用者の負担が増えます。真に必要な介護を社会的に保証する介護保険制度とは言えません。福祉用具購入に際しては、自己負担額だけ支払えば済む受領委任払い制度を早急に導入するよう求めます。

以上のような理由から、議案第20号、第21号、第24号、第25号の4議案に反対、第22号、第23号、第26号、第27号の4議案に賛成いたします。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。

ただいま議題となっています令和3年度井手町一般会計予算並びに特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本町の令和3年度の当初予算は、財源を重点的、効率的に配分されるとともに、これまで積み立ててこられた基金を有効に活用するなど、住民参画の下、透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっています。

令和3年度一般会計予算は、従前からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組む予算計上となっております。

主な事業といたしまして、乳幼児から高齢者まで、安心・安全で安心して暮らせる事業となっていると思います。

総務費では、防災拠点としての機能と住民サービスの向上を図るため新庁舎建設事業、JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、また行政手続制度審査基準更新、個人情報ファイル簿作成、防犯カメラ整備などが計上されています。

民生関係では、新規事業として、新型コロナウイルス感染拡大防止の防止対策としての子育て施設環境整備、出産お祝い、子育て世代を応援することを目的とした井手町出産応援給付金などの創設、各世代に配慮した予算が計上されています。従来からの継続事業でもある急発進防止装置取付け助成をはじめ、老人クラブ活動助成、バリアフリー整備、福祉タクシー事業など、障がい者、高齢者に対する数々の充実した支援策や、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための医療費助成や病児保育事業、子育て支援、チャイルドシート等購入費助成が予算計上されています。

衛生関係では、新規事業として、新型コロナウイルス感染症の終息が期待されている新型コロナウイルスワクチン接種事業や公的施設等感染防止機器整備事業、健康増進計画策定事業や井手地区共同墓地通路整備などの事業が計上され、継続事業では、産後ケア事業や各種健診事業の実施、環境対策として、薪ストーブ等設置補助や住宅用太陽光発電システム等設置補助などが事業として予算計上されています。

農林関係では、農業者が営農を継続することができるよう地域営農継続支援事業や新規就農者確保対策事業、山林や里山の景観を守るための森林整備事業、有害鳥獣駆除などが計上されております。

商工費では、地域が主体となる道の駅開設準備事業、特産品開発推進事業など予算計上されています。継続事業では、商工業の振興を図るための町商工会振興事業やいでちょう百縁商店街事業補助、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業への補助なども予算計上されています。

土木費では、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備を円滑に進めるための地籍調査、府立特別支援学校への登校路線の道路整備、多賀地区町営住宅建替事業や町営住宅外壁改修など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備にも予算計上されております。

消防費では、災害に強いまちづくりのために備蓄物資購入、消火栓ボックス設置や、有事の際には充実かつ適切に実施できるよう、玉泉苑の隣地に防災広場整備など予算が計上されています。

教育関係では、新規事業としまして、新国道バイパス整備事業による山吹ふれあいセンター移転実施設計業務や図書館情報システムを更新するとともに、非対面型サービスの充実を図るための自動貸出機等を導入する図書館環境整備事業など、多くの予算が計上されています。また、継続事業として、小学校児童や中学生生徒の学力向上のための数検チャレンジ推進事業や英検チャレンジ推進事業、また学習意欲を高めるためのジョイントアップ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業など、教育環境充実のための予算が計上されています。また、保護者負担の軽減を図るため、給食費の完全無償化や修学旅行の援助、多賀地区生徒への通学費補助助成も予算が計上されています。

以上のように、今回の予算案は多岐にわたり住民要望に十分に答えられ、安心・安全のまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっております。

また、特別会計につきましては、医療、介護、高齢福祉など、新規事業に取り組んでいただいております。継続事業はそのまま継続的に進めていただいております。住民が安心して暮らせるための予算などとなっております。上下水道についても、快適な生活環境を維持、充実するための予算となっております。

以上、財政状況が厳しい中、また新型コロナウイルス感染症に端を発する

国際情勢に不透明さがまだまだある中、誰一人取り残さないという思いがこもった充実した予算編成であると高く評価いたします。

以上のことから、令和3年度一般会計並びに特別会計予算に賛成いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第20号、令和3年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号、令和3年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、令和3年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、令和3年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和3年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、発委第1号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件についてを議題とします。

発委第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山久志議員。

7番(丸山久志) 7番、丸山です。

それでは、発委第1号についてご説明申し上げます。

発委第1号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

全国議長会が標準会議規則を改正したことに伴いまして、それを準用している本町の会議規則の改正について、提案したいと思います。

改正理由といたしましては、第2条(欠席の届出)に関しては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席理由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、第89条(請願書の記載事項)に関しましては、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

それでは、1ページをご覧になっていただきたいと思います。附則でございます。

この規則は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。提案理由の説明といたします。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発委第1号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の

件についてを採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 木村武壽議員。

10番(木村武壽) 10番、木村武壽でございます。

発議第1号、提出者、井手町議会議員、木村武壽、賛成者、井手町議会議員、岡田久雄。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成、容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回った。特に30歳から39歳という若い世代の賛成、容認の割合は84.4%に上る。昨年閣議決定された第5次男女共同参画基本計画策定に当たっては、制度導入を求めるパブリックコメントが400件以上も寄せられた。

夫婦同姓を法で義務づけている国は世界で日本だけであり、2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月にも、改めて、女性が婚姻前の姓を保持できるよう、夫婦の氏を選択に関する法規定を改正することを求めた。

1996年に法制審議会が民法改正を答申してから25年が経過したが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正が実現していない。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、選択肢が設けられていないことの不合理については、裁判で見いだすことは困難とした上で、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないと、民法の見直しを国会に委ねている。

平均初婚年齢が30歳前後となり、婚姻前に個人名で信用、実績、資産を築く人が増えている。改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益、混乱が生じる例は多く、それを避けるために事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。

家族の在り方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国及び国会の責務であると考えている。

よって、国におかれては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日、京都府綴喜郡井手町議会。

以上でございます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田利一議員。

3番（谷田利一）　3番、谷田利一です。

ただいまの意見書について、反対の立場で討論いたします。

平成10年以来、民法の一部を改正する法律案が国会に十数回提出され、選択的夫婦別姓制度について、議論がなされてきたところであるが、いまだ国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。今、かかる夫婦別姓の導入を許せば、家族の一体感を損ない、子どもに与える精神的影響も計り知れず、また、事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれが多分にある。

例えば、既に選択的夫婦別姓制度を導入したイタリア、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ハンガリー、フランス、スペインなど欧州の国々では、婚姻率が4割以上も減り、離婚率は2倍になり、婚外子の割

合が5割も増加し、北欧、フランスでは婚外子は5割を超えており、従来の家族制度が崩壊している。このことは、選択的夫婦別姓制度の導入が一因であると思われる。

そもそも、婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化されており、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じないことである。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦の方が圧倒的多数であり、極めて一般的な普通感覚である。すなわち、夫婦同姓制度は、普通の日本人にとって極めて自然な制度である。

もし、別姓が導入され、別姓世代が数代にわたって続けば、家系は確実に混乱して、日本のよき伝統である戸籍制度、家族制度は瓦解し、祖先と家族、親と子を結ぶ連帯意識や地域の一体感、ひいては日本人の倫理道徳感にまで悪影響を及ぼすものである。

については、国民の中に広くコンセンサスができていると認められていない今日、拙速に導入すれば、民法を改正して日本の将来に重大な禍根を残しかねない。

夫婦別姓制については、様々な声上がることは承知しているが、国会で議論を深めてもらうよう要望し、反対いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、発議第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とするこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和3年3月井手町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時37分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 丸 山 久 志